



権威について：オークショット研究（3）

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-04-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 亀喜, 信 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00017636">https://doi.org/10.24729/00017636</a>

# 権威について

## —オークショット研究（3）—

亀 喜 信

マイケル・オークショット（1901-1990）は権威をどのように理解していたか。以下の三つの資料をもとに検討する。そのうえで、ハンナ・アレント（1906-1975）の「権威とは何か」（1959）とも対照し検討を加える。

1. 「国家の権威」（1929）
2. 『政治思想史講義』（1960年代後半）
3. *On Human Conduct*（1975）

### 1. 「国家の権威」（1929）

オークショットは1929年、「国家の権威」という論文を書いている<sup>1</sup>。20歳台に書いたもので、彼の生前には発表されていない。そこではまず、ある意見を信じる原因（cause）と根拠（ground）とが区別される。ある人から聞いた考えを信じる時、その人から聞いたということは、信念の外的な原因である。しかし、その人から聞いたというだけでは、その信念を支え、正当化する根拠とはならない（RPM, 75-76）。その意見を信じる最終的な根拠は、「わたしたちの観念の世界全体」（our world of ideas as a whole）であり、意見はこの「観念の世界全体」のなかで理解され、そこに適合するか否かを判断される。それゆえ、真の権威は「観念の世界全体」という内的根拠であると彼は主張する（RPM, 79）。

彼は1933年に、最初のまとまった著作『経験とその様式』を発表した<sup>2</sup>。そこでも彼は、経験を「観念の世界」（world of ideas）として考えていた。「世界」は一体性（unity）を持ち、「複雑で統合された全体」（complex, integral whole）であり、バラバラの観念を寄せ集めても経験にはならない（EM, 22, 25）。この考えは、オークショット自身が序論で認めるとおり、イギリス観念論を代表するフランシス・H・ブラッドリーの影響を受けている。「国家の権威」を書いたとき、既に彼は「観念の世界全体」としての経験が権威（信念の根拠）であるという考えを抱いていたと思われる。

---

<sup>1</sup> Michael Oakeshott, 'The authority of the state' in *Religion, Politics and the Moral Life*, ed. Timothy Fuller, Yale University Press, 1993. 以下RPMと略。この著作の引用・参照は、本文中の（ ）内に略号とページ数を記す。

<sup>2</sup> Michael Oakeshott, *Experience and its Modes*, Cambridge Philosophy Classics, 2015[1933]. 以下EMと略。この著作の引用・参照は、本文中の（ ）内に略号とページ数を記す。

さらに彼は、「一貫した全体としての観念の世界」という「十全な意味での理性」こそ権威であり、権威は理性に反しないと論じた (RPM, 79)。ある考えを受け入れる根拠は、それが「観念の世界全体」の一体性、一貫性、整合性に適合し、その世界に矛盾なく位置づけられるということにある。逆に、ある理論がいかにか論理的・体系的・整合的であっても、それが経験（観念の世界全体）の一体性を壊すなら、理性に反しているのであり、それゆえに権威にも反することになる。この考えは後に、「政治における合理主義」への批判となっていく。

また彼は、権威はそれ以上の力 (further and greater power) に従属しないと論じる。それ以上の力に従属するなら、その力の方が権威であり、従属するものはその帰結に過ぎないからである (RPM, 78)。

この論文では、国家とは「政治的に組織された社会的全体」と定義され、「国家の権威」の根拠は、法でも人々の同意でもなく、「人間の具体的な必要を満たす、その満足の完全性」であると論じられる (RPM, 84, 87)。人々の具体的な必要を満たし、満足を与えることに国家のはたらきがあるという考えは、後に彼自身によって否定的に扱われることになる。

## 2. 『政治思想史講義』(1960年代後半)

オークショットは、1960年代後半、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスで政治思想史の講義を行っており、その講義録が出版されている<sup>3</sup>。その講義のうち、「政府の権威と国民の義務」が3回にわたり論じられた。そこで問題とされたのは、統治者が統治する権利と国民が従う義務であり、それは事実ではなく権利の論理であると論じられた。そして、統治者が国民を従わせる権力 (power) を持ち、その権力を用いて国民 (subject) が喜ぶ政治を行っても、そこから統治の権利は生まれないと主張された (LH, 428)。「国家の権威」で論じられたような、国民の必要を満たすことが国家の権威の根拠だという考えは見られない。ただ、「国家の権威」で提示された「原因」と「根拠」の区別は、「原因」と「理由」(reason)の区別となって用いられている。統治者の権力は、国民に服従を強制する能力であり、国民が服従する原因になる。それに対して統治者の権威とは、国民に従うことを求める権利であり、国民が従う義務があると認める理由である。権力は服従を強制する力であって、いくら大きくなっても、服従すべき理由を与えることはできないし、服従を求める権利になることもない (LH, 454)。

この講義では、政府が権威を持つのは、それが構成される仕方(成り立ちconstitution)によると論じられる。政府がいかにか構成されるべきかに関する、その時々信念に合致することで、政府は権威を持つことになる。その信念自体について真偽を問うことはできないが、「人間と世界一般についての信念」に適合することによって認められる (LH, 440)。「国家と権威」で

---

<sup>3</sup> Michael Oakeshott, *Lectures in the History of Political Thought*, ed. T. Nardin and L. O'Sullivan, Imprint Academic, 2006. 以下LHと略。この著作の引用・参照は、本文中の( )内に略号とページ数を記す。

は「観念の世界全体」が権威の根拠とされたが、この講義でも、政府は「人間と世界一般についての信念」に合致するように構成されることで受け入れられると論じられる。ヨーロッパの国々では、政府の権威が「神の委託」に基づくという考えが認められた時代があった。しかし今日の「人間と世界一般についての信念」のなかでは、その考えは認められない。

「政府の権威と国民の義務」に関する3回の講義では、王権神授説から初めて、18世紀の政治思想（ロック、ルソーなど）まで扱われるが、それ以降の政治思想は政府の権威とは別のことに関心が移ったと述べられ、締めくくられる。そして、政府のはたらき、役目に関する講義へと進んでいる。

### 3. *On Human Conduct* (1975)

オークショットは、晩年に *On Human Conduct* という著作を発表している<sup>4</sup>。そこでは、人間のconduct、市民状態、近代ヨーロッパ国家について論じられ、権威についても触れられている。権威がいかに位置づけられているか、順に確認していく。

#### 3.1 人間のconduct

オークショットはこの著作で、行為（action）や発言（utterance）が前提するものを理念的に構成したものを、conductと名付けている。そして、conductによって行為や発言を理解するという試みをしている。訳しにくいので、以下ではconductという言葉そのまま用いる。

まず、conductは自分と世界とを理解する知性をもった主体（agent）を前提する（HC, 32）。そして主体は、具体的な行為や発言を選択するという仕方で、conductのうちに自分自身を現す（disclose）（HC, 36, 45, 54）。複数の主体のあいだのconductは、「理解された関係」であり、行為や発言を選択し、遂行するうえでの条件となる。この条件が、慣習やスタンダード、規範などのまとまりとなったものを、オークショットは「実践」（practice）と呼ぶ。実践は、行為や発言を選択し、遂行する上で配慮すべき義務をあらわす（HC, 55）。

実践そのものは、行為や発言の遂行を繰り返す中で生まれ、権威を認められ、定着する（また変更されていく）（HC, 56）。人間は歴史的な存在であり、すでに権威を認められている実践の中に生まれ、行為や発言の遂行を通してその実践を学んでいく。とりわけ、相互に関わる主体が権威を認める実践を、オークショットは「道徳」と呼ぶ。それは、あらゆる実践を条件付ける上位の実践である（HC, 59-60）。そして主体は、道徳という実践を自ら受け入れることで、行為と発言とにおいて自己を現し、自己を実現することができる（HC, 79）。

個々の行為や発言の選択・遂行を制限する「実践」という配慮は、主体のあいだで権威とし

---

<sup>4</sup> Michal Oakeshott, *On human conduct*, 2003[1975], Oxford University Press. 以下HCと略。この著作の引用、参照は、本文中の（ ）内に略号とページ数を記す。

て認められることで定着する。オークショットは、特に権威とはなにか、どのような基準で権威が認められるのか、説明していない。ここでは、国家における、統治者の権利と国民の義務は問題にされていない。複数の主体のあいだの関係において、権威が現れている。主体は、互いの「理解された関係」を存立させるために不可欠の条件に対し、権威を認める。道徳という実践が権威を認められることで、主体は「理解された関係」の中で自己を表現し、実現することができる。オークショットは、自己中心のしかありえない主体というのは、主体性の否認であると主張する（HC, 53）。権威なき世界は自己中心の世界であり、「理解された関係」が成り立たない世界である。そこでは、主体は自己を表現し実現することができず、主体性を見失う。しかるべき権威を認めることによって、主体性を守ろうとすることが、「知性を持った主体」のconductであると言える。つまり、オークショットの言う「道徳」の権威は、主体がそれに従う理由を認め、それを義務として認めることによって、根拠を与えられている。

### 3.2 市民状態

市民状態とは、主体が規則から成る実践を認め、互いに結びつくことで、自らを市民として認めることである。それは、法という規則から成る「互いに対して正しくある」(being just to one another) という実践である。法によって、主体は互いを形式的に平等な存在、つまり市民として認める（HC, 127-128）。法は、主体がいかなる行為、発言を選択する場合でも従うべき道徳的実践であり、「公的な事柄」(respublica) である。（HC, 147）。法という公的な事柄を権威として認め、それに従うことを義務として認めることが、市民の結びつきを構成する（HC, 149）。

このようにオークショットは、法もまた道徳的実践であると考えているが、法に権威を認めるのは、主体が主体性を守るためではない。主体が互いに平等な存在として結びつき、「互いに対して正しくある」ことができるからである。このことを、法に従うための十分な理由として認め、法に従うことを義務として認めることが、法を権威として認める根拠とされる。

オークショットは、立法の権威は手続きにあると論じる。しかし市民状態は、企業のように共通の目的を追求するための結びつきではない（HC, 156）。立法者が国民により大きな利益をもたらす法を作り、国民の欲求に応え、それによって国民から権威を認められようとするのは、統治ではなく管理である（HC, 168）。また、共通の目的を実現するために市民の結びつきが生じたと考えられることは、市民状態に企業的結びつきの性格を押しつけることである（HC, 172）。市民状態では、市民はそれぞれ自分で目的を定め、追求する。ただ、そのために行為・発言を選択・遂行する際に、「互いに対して正しくある」という制約に従う。「互いに対して正しくある」ことは、国家の目的ではなく、それぞれの市民が目的を追求するうえで守るべき制約である。「国家の権威」では、人々の具体的な必要を満たし、満足を与えることが国家のはたらきとされたが、この本ではそれは統治ではなく管理であるとされた。

### 3.3 近代ヨーロッパの国家

オークショットによれば、近代ヨーロッパの国家では、政府は国民に権威を認めさせるのに失敗した。代わりに政府は、権力とその時々成し遂げたことによって自分を売り込もうとした。国民も政府に結果（achievements）しか求めなくなり、権威は重要ではないと信じるようになった（HC, 192）。「国家の権威」では、「人間の具体的な必要を満たす、その満足の完全性」が国家の権威の根拠とされた。しかしこれは権威の根拠ではなく、政府が国民にアピールし、国民が政府を評価する基準となってしまう。逆に言えば、「国家の権威」を書いたときのオークショットは、実際に国民が政府を評価している基準を、そのまま国家の権威の根拠と考えてしまった。国家の権威が、事実ではなく権利の論理であるという視点を彼がまだ持っておらず、単に経験（観念の世界全体）を土台に考えたため、実際に国民が政府を評価する基準を、権威の根拠と考えてしまったのかもしれない。

オークショットはまた、本来の民主主義は政府を構成する方法であり、政府による統治を権威づける方法であるのに、それが政府の個別の行いや政策（貧困層の法的援助、義務的な統合教育など）を特徴付けるために用いられていることを問題視する（HC, 193）。民主主義が、権威ある政府を構成するというはたらきを失えば、市民状態を守る立法がおろそかになる。国民は、「互いに対して正しくある」という関係の意義を軽視し、貧困層を見捨てず障がい者を排除しない政策が民主的だと考える。国民一人一人の暮らしと安心を守ってくれる後見的政府への依存が進むことになる。

オークショットは、近代ヨーロッパが対立する二つの性格を生んだと述べる。自律的な個人と、「個人になりきれない人」（individual manqué）である。後者は、自分の代わりに選択してくれる保護者（patron）を求め、実質的な満足の方を望む。「個人になりきれない人」の出現により、政府は国民の生活の管理へと向かい、司法より行政によるコントロールが進められた。またこうした従属的な人々がリーダーの出現を誘発する（HC, 275-276）。こうしたオークショットの論述には、大衆社会の到来と全体主義の台頭という時代経験が反映しているだろう。また帝国主義と富国強兵政策、戦争と国民の動員といった歴史的経緯も影響しているだろう。世界全体を巻き込む大きな動きの中で、市民状態やそれを守る国家の権威という考えが周辺に追いやられる。オークショットは、人間の結びつきとしての国家は、人間の性格と類比的だと述べる（HC, 323）。自由と自律を重んじる性格の人々は、互いの尊厳を守って「相互に正しくある」ことのできる国家に権威を認める。共同体のなかで与えられた役割を果たし、安心して満足できる暮らしを望む人々は、保護者的な国家に依存する。オークショット自身は、この二つの傾向をあまり硬直的に対立させて捉えてはならないと注意している（HC, 326）。それにしても、後見的國家への依存傾向が強くなりすぎると、自分で考え、理解し、選択し、互いに正しくあろうとする、市民状態の存立が危うくなる。

#### 4. アレント「権威とは何か」(1959)

オークショットは1962年、ハンナ・アレントの『過去と未来の間』の書評を書いている<sup>5</sup>。彼によれば、この書の主題は「私たちの時代の危機」であり、私たちが世界から疎外されていることである。アレントはこの書で、新しい仮説を提示するのではなく、既に認識されていた多くの目立った事柄を深く観察することにより、風景全体に新しい光を投げかけ、理解を深めている、と彼は評している。この著作には、「権威とは何か」という章があり、オークショットがどの程度影響を受けているかは分からないが、その内容を彼の考えと対照してみる。

アレントによれば、命令する者と従う者との権威に基づく関係とは、ヒエラルキーそのものであり、それが正しく正当であることを双方が認識しているものである。力によって強制することは、権威ではない。また議論によって説得することも権威ではない。議論や説得は、平等な関係において成り立つのであり、ヒエラルキーのなかでは用いられない<sup>6</sup>。そして権威は、神やアイデア、自然法といった、「力」(force)を源泉としており、この源泉は権威の外部にあり、権威に優越している (BPF, 97)。この点は、アレントとオークショットの考えが異なる。先に述べたように、オークショットは権威はより上位の力に従属しないと論じた。権威が自然法を源泉とするなら、自然法こそ権威である、というのが彼の立場である。

またアレントは、権威は権力による強制ではないから、それに従う人々は自由を保持すると論じる (BPF, 106)。彼女は『全体主義の起源』のなかで、全体主義国家において権威主義的なヒエラルキーは存在しないと論じた。権威は自由を制限するが、決して自由を廃止することはない。しかし全体主義的支配は、自由を廃止することを目指すからである<sup>7</sup>。それゆえ彼女は、全体主義によって権威が崩壊したのではなく、権威の崩壊に乗じて全体主義が支配したと論じている (BPF, 91-92)。彼女はまた、われわれが「自由と権威の同時的な退潮」に直面していると論じる (BPF, 100)。権威は、自由を制限しつつ、自由を否定しない。この「同時的な退潮」は、オークショットであれば、市民状態を維持する法が権威を失い、国民は自分たちの必要を満たすことを政府に望み、依存的になっていく、という考えに相当するだろう。

オークショットは、権威を権利／義務の論理で理解し、権威に従う人は、従う理由を持ち、従うことが義務であると認めると説明する。アレントは、権威の関係をヒエラルキーで理解し、権威に従う人は、そのヒエラルキーが正しく、正当であることを認めていると説明する。アレントに特徴的なのは、ヒエラルキーの権威が過去を基盤とするという考えである (HC, 95)。権威が神や自然法を源泉とすると説明する一方で、過去を基盤とする権威、特に古代ローマの政治が参照される。そこでは創設 (foundation) が神聖なものとなされ、創設者の権威が伝承さ

<sup>5</sup> *Political Science Quarterly*, vol. 77, No. 1, 1962, pp. 88-90.

<sup>6</sup> Hannah Arendt, *Between Past and Future*, Penguin Books, 1993[1954], p. 93. 以下BPFと略。この著作の引用、参照は、本文中の ( ) 内に略号とページ数を記す。

<sup>7</sup> Hannah Arendt, *The Origins of Totalitarianism*, Harcourt Brace & Company, 1979 [1951], pp. 404-405.

れた (BPF, 120-121)。また彼女は、伝統が失われることにより、過去の次元全体が危険にさらされ、われわれは忘却の危機に瀕していると述べている (BPF, 94)。逆にオークショットは、歴史研究者としてスタートし、保守の思想家と目されながら、権威を論じるときには、過去や伝統を根拠 (理由) として認めない<sup>8</sup>。あくまで権利・義務の論理で権威を論じる。彼が権威の喪失を危機として訴えるのは、国民が必要の満足を基準に政府を判断する依存的な状態を危惧したからである。

## 参考文献

Paul Franco, *Michael Oakeshott, An Introduction*, Yale University Press, 2004

Paul Franco and Leslie Marsh (ed.), *A companion to Michael Oakeshott*, Pennsylvania University Press, 2012. この論文集に掲載されている以下の論文を参照した。

- Robert Devigne, 'Oakeshott as Conservative'
- Steven Gerencser, 'Oakeshott on Law'
- Noel Malcolm, 'Oakeshott and Hobbes'
- Noël O'sullivan, 'Oakeshott on Civil Association'

\* 以下の邦訳を参照させていただいた。

マイケル・オークショット『市民状態とは何か』(野田裕久訳、木鐸社、1993)

ハンナ・アーレント『過去と未来の間』(引田隆也、斎藤純一訳、みすず書房、1994)

ハナ・アーレント『全体主義の起源 3 全体主義』(大久保和郎、大島かおり訳、みすず書房、1981)

---

<sup>8</sup> Gerencserは、1950年代のオークショットの作品は、コモンローに親和的な法の理解を受け入れうると解釈している。Cf., Steven Gerencser, 'Oakeshott on Law', in Paul Franco and Leslie Marsh (ed.), *A companion to Michael Oakeshott*, Pennsylvania University Press, 2012, p. 332.



## 摘 要

本稿は、マイケル・オークショットが権威をどのように理解していたかを、異なる時期に書かれた三つの資料をもとに検討し、ハンナ・アレントの「権威とは何か」(1959)とも対照し検討を加えたものである。オークショットは「国家の権威」(1929)において、イギリス観念論の影響のもと、「観念の世界全体」が権威の内的根拠だと論じた。その後、1960年代後半に行われた政治思想史講義では、彼は権威を権利・義務の論理で考えるようになり、権威に従う理由を認めることで、権威に従うことを義務として受け入れると論じるようになった。彼が晩年に書いた*On Human Conduct*(1975)では、主体のあいだに「理解された関係」を設ける道德や、市民状態を成り立たせる法が、権威として認められる。そして、国家が権威を失い、人々が後見的国家の権力に依存することの危機を論じている。アレントは、過去を基盤とする権威に注目し、過去の次元が失われることを危惧した。しかしオークショットは、あくまで権利・義務の論理で権威を論じ、そのような危機感は見られない。